

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第21号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
28	浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務  (1)～(8) (略)  (9) 法第11条の2の規定による届出の受付  (10)～(16) (略)	沼津市 富士市	28	浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務  (1)～(8) (略)  (9) 法第11条の2第1項の規定による届出の受付  (10) 法第11条の2第2項の規定による届出の受付  (11) 法第11条の3の規定による届出の受付  (12)～(18) (略)  (19) 法附則第11条第1項の助言及び指導  (20) 法附則第11条第2項の規定による勧告  (21) 法附則第11条第3項の規定による命令	沼津市 富士市
			28の2	浄化槽法第49条第1項の規定による台帳の作成	富士市
			28の3	浄化槽法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げ	三島市 富士宮市 島田市 御殿場市 裾野市

29	(略)
(略)	
62の 12	(略)
62の 13	(略)
62の 14	(略)
62の 15	(略)

	る事務	湖西市 伊豆
	(1) 法第5条第1項の規定による届出に係る届出書の受付	市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町
	(2) 法第11条の2第1項の規定による届出に係る届出書の受付	河津町 松崎町 西伊豆町 函南町 清水町
	(3) 法第11条の2第2項の規定による届出に係る届出書の受付	長泉町 小山町 吉田町 川根本町
	(4) 法第11条の3の規定による届出に係る届出書の受付	
29	(略)	
(略)		
62の 12	(略)	
62の 13	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下この項において「政令」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1) 政令第59条の2第1号の規定による証明 (2) 政令第59条の3の2第1項第1号の規定による証明	富士市
62の 14	(略)	
62の 15	(略)	
62の 16	(略)	
62の 17	日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成22年政令第135号。以	富士市

63	(略)	
(略)		
73	温泉法（昭和23年法律第125号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(13) (略)	浜松市
(略)		
74	温泉法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1) 法第14条の2第1項の許可に係る申請書の受付 (2) 法第14条の3第1項の承認に係る申請書の受付 (3) 法第14条の4第1項の承認に係る申請書の受付 (4) 法第14条の5第1項の確認に係る申請書の受付 (5) 法第14条の6第2項	静岡市

	下この項において「政令」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1) 政令第73条第1号の規定による証明 (2) 政令第75条第1項第1号の規定による証明	
63	(略)	
(略)		
73	温泉法（昭和23年法律第125号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(13) (略)	静岡市 浜松市
(略)		
74	削除	

	<p>の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(6) 法第14条の7第1項の許可に係る申請書の受付</p> <p>(7) 法第14条の8第1項の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(8) (1)から(7)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>				
(略)			(略)		
94	<p>毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この項において「政令」という。）及び政令の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 政令第36条の8第1項の登録票の手交</p> <p>(16) 政令第36条の8第2項の登録票の手交</p> <p>(17) 政令第36条の8第3項の規定による返納の受付</p> <p>(18) (1)から(17)までに掲げる事務のほか政令の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務</p>	静岡市 浜松市	94	<p>毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この項において「政令」という。）及び政令の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) (1)から(14)までに掲げる事務のほか政令の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務</p>	静岡市 浜松市

	であって別に規則で定めるもの	
(略)		
96	<p>覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(27) (略)</p> <p>(28) 法第30条の6第2項の許可に係る申請書の受付及び同項に規定する許可に係る許可書の手交</p> <p>(29)・(30) (略)</p> <p>(31) 法第30条の14の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(32)～(35) (略)</p> <p>(36) (1)から(35)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	静岡市 浜松市
(略)		
102	卸売市場法（昭和46年	全市町

	であって別に規則で定めるもの	
(略)		
96	<p>覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(27) (略)</p> <p>(28) 法第30条の6第3項の許可に係る申請書の受付及び同項に規定する許可に係る許可書の手交</p> <p>(29)・(30) (略)</p> <p>(31) 法第30条の14第1項の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(32) 法第30条の14第2項の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(33) 法第30条の14第3項の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(34)～(37) (略)</p> <p>(38) (1)から(37)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	静岡市 浜松市
(略)		
102	削除	

	<p>法律第35号。以下この項において「法」という。)、静岡県卸売市場条例（昭和46年静岡県条例第51号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第55条の許可に係る申請書の受付</p> <p>(2) 法第60条の許可に係る申請書の受付</p>	
103	<p>静岡県卸売市場条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務（開設者に係るものに限る。）</p> <p>(1) 条例第6条第1項の認可に係る申請書の受付</p> <p>(2) 条例第6条第2項の認可に係る申請書の受付</p> <p>(3) 条例第7条第1項の認可に係る申請書の受付</p>	全市町
(略)		
133	<p>租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下この項において「政令」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) 政令第20条の2第13</p>	<p>静岡市 浜松市 沼津市 富士市</p>

103	削除	
(略)		
133	<p>租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下この項において「政令」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) 政令第20条の2第14</p>	<p>静岡市 浜松市 沼津市 富士市</p>

	<p>項の認定</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 政令第38条の4第22</p> <p>項の認定</p>	
134	<p>租税特別措置法施行令</p> <p>(以下この項において「政令」という。)及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) 政令第20条の2第13</p> <p>項の認定に係る申請書の受付</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 政令第38条の4第22</p> <p>項の認定に係る申請書の受付</p>	<p>全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）</p>
(略)		
143	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(3)から(14)まで、(16)から(23)まで、(26)から(28)まで、(49)、(52)、(53)、(68)、(73)、(86)、(95)、(96)、(98)、(99)、(102)、(105)、(107)から(109)まで、(120)及び(121)においては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(125) (略)</p>	<p>全市町（法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>

	<p>項の認定</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 政令第38条の4第23</p> <p>項の認定</p>	
134	<p>租税特別措置法施行令</p> <p>(以下この項において「政令」という。)及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) 政令第20条の2第14</p> <p>項の認定に係る申請書の受付</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 政令第38条の4第23</p> <p>項の認定に係る申請書の受付</p>	<p>全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）</p>
(略)		
143	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(3)から(14)まで、(16)から(23)まで、(26)から(28)まで、(49)、(52)、(53)、(68)、(73)、(86)、(95)、(96)、(98)、(99)、(102)、(105)、(107)から(109)まで、(113)から(116)まで、(120)及び(121)においては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(125) (略)</p>	<p>全市町（法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>

(略)		
145	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(1)から(20)まで、(24)及び(26)から(36)までにおいては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p>(35)・(36) (略)</p> <p>(37) (1)から(36)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>全市町（法第4条第1項及び第2項並びに法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>
(略)		

(略)		
145	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(1)から(20)まで、(24)及び(26)から(40)までにおいては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p>(35) <u>法第87条の2第1項の規定による認定に係る申請書の受付</u></p> <p>(36) <u>法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の認定に係る申請書の受付</u></p> <p>(37) <u>法第87条の3第3項の許可に係る申請書の受付</u></p> <p>(38) <u>法第87条の3第5項の規定による許可に係る申請書の受付</u></p> <p>(39)・(40) (略)</p> <p>(41) (1)から(40)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>全市町（法第4条第1項及び第2項並びに法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>
(略)		



備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第1の133の項、134の項、143の項及び145の項の改正 公布の日
  - (2) 別表第1の96の項の改正 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条（覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第9条第1項第2号の改正規定を除く。）の規定の施行の日
  - (3) 別表第1の102の項及び103の項の改正 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和2年6月21日）
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する知事が行った許可その他の行為又は現に知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後この条例の規定による改正後の静岡県事務処理の特例に関する条例の規定により市が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該市の長が行った許可その他の行為又は当該市の長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。